

はじめに

平成19年4月1日、改正学校教育法の施行により、発達障害を含む障害のある子供たちが在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されることとなりました。同日付け文部科学省通知によれば、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とされています。

こうした特別支援教育の理念を踏まえ、本県では、平成19年3月に、障害のある子一人一人のライフステージに応じた適切な支援とネットワークの構築を目指し、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、様々な取組を実践してきました。

この計画策定後の10年間で、障害のある子供たちをめぐる状況は大きく進展しました。国際的な動きとして、我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年にこれを批准しました。こうした状況に鑑み、国内では、平成23年の「障害者基本法」の改正等、様々な制度改正がありました。

さらに、教育の分野では、平成24年7月に中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられ、連続性のある「多様な学びの場」において、子供たち一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると指摘されました。また、平成29年3月には、小・中学校の新学習指導要領、続いて4月には、特別支援学校小・中学部の新学習指導要領等が公示され、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことなどが示されたところです。

こうした国の施策や理念に適切に対応するため、これまでの本県の取組と成果を踏まえ「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」をテーマに、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。

この計画は、現在すでに実施している取組も含め、これからの千葉県の特別支援教育に係る施策を網羅しています。障害のある子供たちの自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育、さらには、障害の有無にかかわらず、互いに理解し合い共に社会をつくるための基礎を培う教育に全力で取り組んでまいります。保護者の皆様をはじめ、広く県民の皆様に御理解いただきたいと願っております。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御協力をいただいた「千葉県特別支援教育研究推進会議」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただいた市町村教育委員会、各団体、県民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成29年10月

千葉県教育委員会

表 紙



「コスモスと遊ぶ妖精たち」

八街市立笹引小学校 石毛 麻央 さん

印旛特別支援教育研究連盟カレンダー「ほほえみ」
平成 28 年度版 9 月の絵